

第6章 個別労働関係紛争への対応

1 労働相談

(1) 対応状況

労働相談会における労働相談を含め、平成21年の対応状況は以下のとおりである。

なお、10月5日(月)から9日(金)にかけては、12時間労働相談と称し、相談時間を午前8時から午後8時までとした。

件数	相談内容(重複集計)				
	経営又は 人事 (解雇等)	賃金等 (未払い等)	労働条件等 (勤務時間等)	職場の 人間関係 (嫌がらせ等)	その他
116	48	31	36	21	9
	対応状況(実数)				
	助言	法令の説明	あっせん 制度説明	他機関紹介	
	82	2	16	16	

(2) 定期相談会

実施日	相談対応者	
1月28日(水)	池内委員	上原委員
2月25日(水)	太田会長	竹内(篤)委員
3月25日(水)	濱田委員	川口委員
5月27日(水)	竹内(克)委員	川口委員
6月24日(水)	石黒委員	山本委員
7月8日(水)	濱田委員	竹内(篤)委員
8月26日(水)	池内委員	杵村委員

※ 定例総会後に開催(午後3時30分～5時)

(3) 日曜相談会

ア 東 部

日 時 平成21年10月18日(日) 午前10時から午後3時まで
 会 場 県民ふれあい会館(鳥取市扇町)
 相談対応者 竹内(篤)委員、川口委員

イ 中 部

日 時 平成21年10月4日(日) 午前10時から午後3時まで
会 場 倉吉未来中心(倉吉市駄経寺町)
相談対応者 田村委員、稲井委員

ウ 西 部

日 時 平成21年10月25日(日) 午前10時から午後3時まで
会 場 米子コンベンションセンター(米子市末広町)
相談対応者 石黒委員、杵村委員

2 労働委員会のPR

平成21年から鳥取県をはじめとする各都道府県の労働委員会及び中央労働委員会は、「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間を創設し、同制度の一層の利用拡大を図るため、全労委共通ポスター・リーフレットを作成し、10月を同月間として全国一斉に「個別労働関係紛争処理制度」の周知・広報活動を実施することとした。

鳥取県労働委員会は、全労委共通ポスター・リーフレット作成の幹事労委に選任されたほか、同月間中「個別労働関係紛争処理制度」及び「労使ネットとっとり」に係る周知・広報活動を次のとおり集中的に行った。

(1) 実施期間

平成21年10月1日(木)から10月31日(土)までの1か月間

(2) 全労委共通ポスター・リーフレットの作成及び配布

デザインに「ゲゲゲの鬼太郎」を起用した全労委共通ポスター・リーフレットを作成した。全国39の労働委員会と中央労働委員会もこのポスターを購入し、同月間に合わせて一斉に官公署、関係機関及び大規模集客施設等に掲示した。

(3) 日曜労働相談会

労働委員会の労働相談をPRして「労使ネットとっとり」の周知を図るとともに、平日における相談が困難な県民等に配慮し、日曜日開催とすることで、広く相談者を募った。

(4) 12時間労働相談

労働委員会の労働相談をPRして「労使ネットとっとり」の周知を図るとともに、平日の開庁時間内での相談が困難な県民等に配慮し、相談開始時刻を午前8時に繰り上げ、終了時刻を午後8時まで延長することにより、会社経営者や会社勤務の方などが相談しやすい体制

づくりを図った。

日 時	平成21年10月5日(月)から10月9日(金)まで 午前8時から午後8時までの12時間
会 場	労使ネットとっとり(県庁第二庁舎7階 労働委員会事務局内)
相談対応者	事務局職員

(5) 街頭リーフレット・ティッシュ配布

集客施設の来場者に対し、「個別労働関係紛争処理制度」紹介リーフレットや労働委員会の連絡先を記載したカードの入ったティッシュペーパーを配布し、「労使ネットとっとり」の周知を図った。なお、配布に当たっては、県中小企業労働相談所(みなくる鳥取、倉吉、米子)と連携した。

ア 東 部

日 時	平成21年10月2日(金) 午前7時30分
会 場	JR鳥取駅前(鳥取市東品治町)
配 布 者	池内委員、宮城委員、事務局職員

イ 中 部

日 時	平成21年10月2日(金) 午前7時30分
会 場	JR倉吉駅前(倉吉市上井町)
配 布 者	濱田委員、稲井委員、事務局職員

ウ 西 部

日 時	平成21年10月2日(金) 午前7時30分
会 場	JR米子駅前(米子市弥生町)
配 布 者	太田会長、山本委員、「ゲゲゲの鬼太郎」の着ぐるみ、事務局職員

(6) バスポディー広告

労働委員会の労働相談をPRして「労使ネットとっとり」の周知を図るため、東部(鳥取市周辺)、中部(倉吉市周辺)、西部(米子市・境港市周辺)の各地域1台ずつ、バスの側面に「労使ネットとっとり」の周知広告を掲載した。

期 間	平成21年10月1日から平成22年3月31日まで(予定)
内 容	「労使ネットとっとり」及び労働相談フリーダイヤルの告知

3 個別労働関係紛争あっせん事件

平成21年に取扱った事件は35件で、前年からの繰越1件、新規申請件数34件であった。
前年からの繰越1件の終結区分は、解決1件であった。

新規申請34件はすべて労働者からの申請であり、終結34件であった。終結区分は解決17件、取下げ（関与解決）3件、打切り4件、不開始10件であった。

(1) 取扱件数

	取 扱 件 数			処 理 状 況	
	前年繰越	本年新規	計	本年終結	次年繰越
14年	—	1	1	1	—
15年	—	12	12	12	—
16年	—	9	9	9	—
17年	—	9	9	9	—
18年	—	17	17	17	—
19年	—	19	19	17	2
20年	2	19	21	20	1
21年	1	34	35	35	—
計	—	120	—	—	—

(2) 申請区分

	労働者	使用者	双方	計
14年	1	—	—	1
15年	12	—	—	12
16年	9	—	—	9
17年	9	—	—	9
18年	17	—	—	17
19年	19	—	—	19
20年	19	—	—	19
21年	34	—	—	34
計	120	—	—	120

(3) あっせん内容区分

(重複集計)

	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払い等)	労働条件等 (勤務時間等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他
14年	1	1	—	—	—
15年	8	8	2	1	1
16年	3	8	3	—	3
17年	7	6	1	1	2
18年	8	8	5	2	3
19年	10	7	5	0	5
20年	14	8	2	3	1
21年	18	13	13	6	2
計	69	59	31	13	17

(4) 終結処理区分

		終 結 区 分					係属中
		解 決	取下げ (関与解決)	取 下 げ	打 切 り	不 開 始	
14年	件 数				1		—
(1件)	構成比				100%		—
15年	件 数	5	2	1	4		—
(12件)	構成比	42%	17%	8%	33%		—
16年	件 数	6	1		2		—
(9件)	構成比	67%	11%		22%		—
17年	件 数	5	1		3		—
(9件)	構成比	56%	11%		33%		—
18年	件 数	10	1		6		—
(17件)	構成比	59%	6%		35%		—
19年	件 数	7	3	3	3	3	—
(19件)	構成比	36%	16%	16%	16%	16%	—
20年	件 数	12		1	3	3	—
(19件)	構成比	63%		5%	16%	16%	—
21年	件 数	17	3		4	10	—
(34件)	構成比	50%	9%		12%	29%	—
計	件 数	62	11	5	26	16	—
(120件)	構成比	52%	9%	4%	22%	13%	—

(5) あっせん事件一覧

事件 番号	申請日 申請者	あっせん事項	開 始 日	終 結 日 終結区分	あっ せん 回数	処理 日数	あっせん員
20-19	12.24 労働者	解雇に対する補償金 の支払いほか	1.19	2.2 解 決	1回	41日	(公)太田 (労)仁宮 (使)稲井
21-1	1.19 労働者	解雇の撤回	1.29	2.2 解 決	1回	15日	(公)濱田 (労)安田 (使)稲井
21-2	1.20 労働者	整理解雇の対象にな ったことについての 説明	1.29	2.2 解 決	1回	14日	(公)濱田 (労)安田 (使)稲井

事件 番号	申請日 申請者	あっせん事項	開始 日	終 結 日 終 結 区 分	あっ せん 回数	処理 日数	あっせん員
21- 3	1. 29 労働者	退職一時金の見直し	1. 29	2. 2 解 決	1 回	5 日	(公)濱田 (労)安田 (使)稲井
21- 4	2. 5 労働者	解雇に対する賃金1 か月相当分の支払い	—	3. 3 不開始 (被申請者が あっせんに応 じる意思がな い旨表明した ため)	—	27日	—
21- 5	2. 5 労働者	解雇に対する賃金1 か月相当分の支払い	—	3. 3 不開始 (被申請者が あっせんに応 じる意思がな い旨表明した ため)	—	27日	—
21- 6	2. 5 労働者	解雇に対する賃金1 か月相当分の支払い	—	3. 3 不開始 (被申請者が あっせんに応 じる意思がな い旨表明した ため)	—	27日	—
21- 7	2. 5 労働者	解雇に対する賃金1 か月相当分の支払い	—	3. 3 不開始 (被申請者が あっせんに応 じる意思がな い旨表明した ため)	—	27日	—
21- 8	2. 16 労働者	解雇による精神的、 経済的損害に対する 補償	2. 26	3. 12 解 決	1 回	25日	(公)安酸 (労)安田 (使)山本
21- 9	2. 18 労働者	解雇理由の説明及び 謝罪ほか	2. 26	3. 11 解 決	1 回	22日	(公)河本 (労)竹内(篤) (使)川口

事件 番号	申請日 申請者	あっせん事項	開始 日	終 結 日 終結区分	あっ せん 回数	処理 日数	あっせん員
21-10	2. 20 労働者	未払い賃金の支払い	—	4. 13 不開始 (被申請者が あっせんに応 じる意思がな い旨表明した ため)	—	53日	—
21-11	2. 27 労働者	解雇予告手当の支払 い	3. 12	3. 18 解 決	1 回	20日	(公)松田 (労)仁宮 (使)杵村
21-12	3. 19 労働者	解雇に対する誠意あ る対応及び退職後の 生活保障ほか	4. 9	4. 30 解 決	1 回	43日	(公)松田 (公)濱田 (労)磯江 (使)稲井
21-13	3. 19 労働者	解雇に対する誠意あ る対応及び退職後の 生活保障ほか	4. 9	4. 30 解 決	1 回	43日	(公)松田 (公)濱田 (労)磯江 (使)稲井
21-14	4. 15 労働者	従前どおりの雇用の 継続ほか	5. 14	7. 30 打切り (申請者と被 申請者の主張 の隔たりが大 きいため)	3 回	107 日	(公)松田 (公)濱田 (労)竹内(克) (使)宮城
21-15	4. 20 労働者	解雇予告の撤回	5. 11	5. 26 打切り (被申請者が あっせんに応 じる意思がな い旨表明した ため)	—	37日	(公)河本 (労)池内 (使)川口

事件 番号	申請日 申請者	あっせん事項	開始 日	終 結 日 終結区分	あっ せん 回数	処理 日数	あっせん員
21-16	5. 11 労働者	退職を決意させた要 因に対する謝罪等	—	11. 11 不開始 (紛争の実情 があっせんに 適さないもの と認められる ため)	—	185 日	—
21-17	5. 11 労働者	取得予定だった有給 休暇分の給与の差額 支払いほか	6. 10	6. 26 解 決	1回	47日	(公)太田 (公)石黒 (労)池内 (使)杵村
21-18	5. 15 労働者	賃金の改正ほか	—	5. 29 不開始 (被申請者が あっせんに応 じる意思がな い旨表明した ため)	—	15日	—
21-19	5. 15 労働者	賃金の改正ほか	—	5. 29 不開始 (被申請者が あっせんに応 じる意思がな い旨表明した ため)	—	15日	—
21-20	5. 15 労働者	賃金の改正ほか	—	5. 29 不開始 (被申請者が あっせんに応 じる意思がな い旨表明した ため)	—	15日	—
21-21	5. 15 労働者	賃金の改正ほか	—	5. 25 関与解決	—	11日	—
21-22	5. 15 労働者	賃金の改正ほか	—	5. 25 関与解決	—	11日	—

事件 番号	申請日 申請者	あつせん事項	開始 日	終 結 日 終結区分	あつ せん 回数	処理 日数	あつせん員
21-23	5. 15 労働者	賃金の改正ほか	—	5. 25 関与解決	—	11日	—
21-24	6. 11 労働者	解雇の撤回ほか	6. 23	7. 24 解 決	1回	44日	(公)太田 (公)石黒 (労)田村 (使)山本
21-25	6. 23 労働者	雇用保険差額相当分 の支払い	7. 3	8. 4 解 決	1回	43日	(公)河本 (公)吉谷 (労)本川 (使)宮城
21-26	6. 23 労働者	雇用保険差額相当分 の支払い	7. 3	8. 4 解 決	1回	43日	(公)河本 (公)吉谷 (労)本川 (使)宮城
21-27	6. 25 労働者	損害賠償請求の撤回 ほか	7. 10	8. 2 解 決	1回	39日	(公)河本 (労)竹内(篤) (使)川口
21-28	6. 30 労働者	就業停止処分の撤回 ほか	—	7. 13 不開始 (紛争の実情 があつせんに 適さないもの と認められる ため)	—	14日	—
21-29	7. 13 労働者	退職勧奨の事実を認め、給料2か月分の 補償ほか	7. 23	9. 10 打切り (被申請者が あつせんに 応じる意思が ない旨表明した ため)	—	60日	(公)松田 (労)池内 (使)稲井

事件 番号	申請日 申請者	あっせん事項	開始 日	終 結 日 終結区分	あつ せん 回数	処理 日数	あっせん員
21-30	8. 14 労働者	賃金の支払いほか	8. 28	9. 8 打切り (申請者と被 申請者の主張 の隔たりが大 きいため)	1回	26日	(公)濱田 (労)池内 (使)宮城
21-31	9. 7 労働者	退職するまでの有給 休暇の取得を認める ことほか	9. 9	9. 14 解 決	1回	8日	(公)石黒 (労)本川 (使)山本
21-32	9. 8 労働者	不当な理由で解雇さ れたことに対する謝 罪	9. 25	9. 30 解 決	1回	23日	(公)松田 (労)小椋 (使)杵村
21-33	10. 21 労働者	休職中の補償ほか	10. 28	12. 16 解 決	1回	57日	(公)吉谷 (労)竹内(篤) (使)川口
21-34	10. 28 労働者	転勤命令の撤回	11. 4	12. 2 解 決	2回	36日	(公)松田 (労)田中 (使)稲井